

# 東浦町地域防災計画 東浦町水防計画

(令和6年2月修正)

東浦町防災会議



# 東浦町地域防災計画



# 東浦町地域防災計画 目次

## 【風水害等災害対策計画】

### 第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 災害の想定	1
第5節 地域防災計画の作成又は修正	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念	3
第2節 重点を置くべき事項	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	5

### 第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	11
第3節 企業防災の促進	13
第2章 水害予防対策	15
第1節 河川防災対策	15
第2節 雨水出水対策	15
第3節 浸水想定区域における対策	16
第4節 海岸防災対策	18
第5節 農地防災対策	18
第3章 土砂災害等予防対策	19
第1節 土地利用の適正誘導	19
第2節 土砂災害の防止	19
第3節 土砂災害対策	20
第4節 地盤災害対策	20
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	20
第6節 宅地造成の規制誘導	21
第4章 事故・火災等予防対策	22
第1節 鉄道災害対策	22
第2節 道路災害対策	22
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	22
第4節 林野火災対策	23
第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	24
第1節 交通施設	24

第2節	ライフライン施設	24
第6章	文化財保護対策	28
第7章	防災建造物整備対策	29
第8章	都市の防災性の向上	30
第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	30
第2節	防災上重要な都市施設の整備	30
第3節	建築物の不燃化の促進	30
第4節	市街地の面的な整備・改善	30
第9章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	32
第1節	気象情報等収集施設、設備等	32
第2節	消防施設、設備等	32
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	32
第4節	水防施設、設備等	33
第5節	救助・救急等に係る施設、設備等	33
第6節	防災施設・設備及び災害用資機材等	33
第7節	道路等の復旧等に係る施設、設備等	35
第8節	物資の備蓄、調達供給体制の確保	35
第9節	応急仮設住宅の設置に係る事前対策	36
第10節	災害廃棄物処理に係る事前対策	36
第11節	罹災証明書の発行体制の整備	36
第10章	避難行動の促進対策	37
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	37
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	37
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	38
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	40
第5節	避難に関する意識啓発	41
第11章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	43
第1節	避難所の指定・整備	43
第2節	要配慮者支援対策	45
第3節	帰宅困難者対策	49
第12章	広域応援・受援体制の整備	51
第1節	広域応援体制の整備	51
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	52
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	52
第4節	防災活動拠点の確保等	52
第13章	防災訓練及び防災意識の向上	54
第1節	防災訓練の実施	54
第2節	防災のための意識啓発・広報	56
第3節	防災のための教育	57
第14章	防災に関する調査研究の推進	59

### 第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	60
第1節	東浦町防災会議	60
第2節	災害対策本部の設置・運営	60

第3節	非常配備	67
第4節	職員の派遣要請	70
第5節	災害救助法の適用	71
第2章	避難行動	72
第1節	気象警報等の発表、伝達	72
第2節	避難情報	82
第3節	住民等の避難誘導等	86
第4節	広域避難	87
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	88
第1節	被害状況等の収集・伝達	88
第2節	通信手段の確保	96
第3節	広報	99
第4章	応援協力・派遣要請	101
第1節	応援協力	101
第2節	応援部隊等による広域応援等	102
第3節	自衛隊の災害派遣要請	102
第4節	ボランティアの受入	106
第5節	防災活動拠点の確保等	108
第5章	救出・救助対策	109
第1節	救出・救助活動	109
第2節	航空機の活用	110
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	112
第1節	医療・助産（医療救護）	112
第2節	防疫・保健衛生	114
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	117
第1節	道路交通規制等	117
第2節	道路施設対策	119
第3節	緊急輸送手段の確保	120
第8章	水害防除対策	122
第1節	水防	122
第2節	防災営農	123
第3節	流木の防止	125
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	126
第1節	避難所の開設・運営	126
第2節	要配慮者支援対策	128
第3節	学校等の避難対策	129
第4節	病院等の避難対策	130
第5節	応援協力関係	130
第6節	帰宅困難者対策	130
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	132
第1節	給水	132
第2節	食品の供給	133
第3節	生活必需品の供給	134
第11章	地域安全対策	136
第1節	地域安全対策	136
第12章	遺体の取扱い	137

第1節	遺体の搜索	137
第2節	遺体の処理	137
第3節	遺体の埋火葬	138
第13章	ライフライン施設の応急対策	140
第1節	電力施設対策	140
第2節	ガス施設対策	140
第3節	上水道施設対策	140
第4節	下水道施設対策	141
第5節	通信施設の応急措置	141
第6節	ライフライン施設の応急復旧	142
第14章	海上災害対策	143
第15章	航空災害対策	145
第16章	鉄道災害対策	149
第17章	道路災害対策	151
第18章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	153
第1節	危険物等施設	153
第2節	危険物等積載車両	154
第19章	大規模な火事災害対策	155
第20章	林野火災対策	157
第21章	住宅対策	159
第1節	被災宅地の危険度判定	159
第2節	被災住宅等の調査	159
第3節	被災者台帳	160
第4節	公共賃貸住宅等への一時入居	160
第5節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	161
第6節	住宅の応急修理	161
第7節	障害物の除去	162
第22章	学校における対策	164
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業等及び避難等の措置	164
第2節	教育施設及び教職員の確保	164
第3節	応急な教育活動についての広報	165
第4節	教科書・学用品等の給与	165
第5節	学校給食の応急実施	166
第23章	労務供給	167

## 第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	170
第1節	復興計画等の策定	170
第2節	職員の派遣要請	170
第2章	公共施設等災害復旧対策	171
第1節	公共施設災害復旧事業	171
第2節	激甚災害の指定	172
第3節	暴力団等への対策	173
第3章	災害廃棄物処理対策	174
第4章	被災者等の生活再建等の支援	176

第1節	罹災証明書の交付等	176
第2節	被災者への経済的支援等	176
第3節	住宅等対策	178
第4節	労働者対策	178
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	179
第1節	商工業の再建支援	179
第2節	農林水産業の再建支援	179

# 【地震・津波災害対策計画】

## 第1編 総則

第1章 計画の目的	180
第1節 計画の目的	180
第2節 計画の性格	180
第3節 計画の構成	181
第4節 地域防災計画の作成又は修正	181
第2章 東浦町の特質と災害要因	183
第1節 東浦町の地形・地質	183
第2節 社会的条件	183
第3章 被害想定及び減災効果	184
第1節 基本的な考え方	184
第2節 地震の想定	184
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	185
第1節 防災の基本理念	185
第2節 重点を置くべき事項	185
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	188
第1節 実施責任	188
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	188

## 第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	194
第1節 防災協働社会の形成推進	194
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	195
第3節 企業防災の促進	197
第2章 建築物等の安全化	199
第1節 建築物の耐震推進	199
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	201
第3節 交通関係施設等の整備	202
第4節 ライフライン関係施設等の整備	203
第3章 文化財保護対策	208
第4章 都市の防災性の向上	210
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	210
第2節 防災上重要な都市施設の整備	210
第3節 建築物の不燃化の促進	210
第4節 市街地の面的な整備・改善	211
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	212
第1節 土地利用の適正誘導	212
第2節 液状化対策の推進	212
第3節 宅地造成の規制誘導	212
第4節 土砂災害の防止	213
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	214
第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	215

第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	215
第2節	消防施設、設備等	217
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	217
第4節	救助・救急に係る施設、設備等	218
第5節	防災拠点施設の番号標示	218
第6節	道路河川等の復旧等に係る施設、設備等	219
第7節	非常用水源の確保	219
第8節	物資等の備蓄、調達供給体制の確保	219
第9節	応急仮設住宅の設置に係る事前対策	220
第10節	災害廃棄物処理に係る事前対策	220
第11節	罹災証明書の発行体制の整備	221
第7章	避難行動の促進対策	222
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	222
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	222
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	223
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	224
第5節	避難に関する意識啓発	225
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	227
第1節	避難所の指定・整備	227
第2節	要配慮者支援対策	229
第3節	帰宅困難者対策	233
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	234
第1節	火災予防対策に関する指導	234
第2節	消防力の整備強化	234
第3節	危険物等の保安確保の指導	235
第4節	震災時の出火防止対策の推進	235
第10章	津波予防対策	236
第1節	津波対策に係る地域の指定等	236
第2節	津波防災体制の充実	236
第3節	津波防災知識の普及	238
第4節	津波防災事業の推進	238
第11章	広域応援・受援体制の整備	240
第1節	広域応援体制の整備	240
第2節	救援隊等による協力体制の整備	241
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	241
第4節	防災活動拠点の確保等	242
第12章	防災訓練及び防災意識の向上	243
第1節	防災訓練の実施	243
第2節	防災のための意識啓発・広報	245
第3節	防災のための教育	247
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	249
第13章	震災に関する調査研究の推進	250

### 第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	251
-----	---------------	-----

第1節	東浦町防災会議	251
第2節	災害対策本部の設置・運営	251
第3節	非常配備	259
第4節	職員の派遣要請	262
第5節	災害救助法の適用	263
第2章	避難行動	264
第1節	通信連絡体制	264
第2節	津波警報等の伝達	264
第3節	避難情報	268
第4節	住民等の避難誘導等	270
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	272
第1節	通信連絡体制	272
第2節	被害状況等の収集・伝達	272
第3節	通信手段の確保	281
第4節	広報	284
第4章	応援協力・派遣要請	286
第1節	応援協力	286
第2節	応援部隊等による広域応援等	287
第3節	自衛隊の災害派遣要請	287
第4節	ボランティアの受入	291
第5節	防災活動拠点の確保	293
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	293
第5章	救出・救助活動	295
第1節	救出・救助活動	295
第2節	航空機の活用	296
第6章	消防活動・危険性物質対策	298
第1節	消防活動	298
第2節	危険物施設対策計画	300
第3節	毒物劇物取扱施設対策計画	301
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	302
第1節	医療・助産（医療救護）	302
第2節	防疫・保健衛生	304
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	307
第1節	道路交通規制等	307
第2節	道路施設対策	310
第3節	緊急輸送手段の確保	311
第4節	鉄道施設対策	312
第9章	浸水・津波対策	314
第1節	浸水対策	314
第2節	津波対策	314
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	317
第1節	避難所の開設・運営	317
第2節	要配慮者支援対策	319
第3節	学校等の避難対策	320
第4節	病院等の避難対策	321
第5節	帰宅困難者対策	321

第11章	水・食品・生活必需品の供給	323
第1節	給水	323
第2節	食品の供給	324
第3節	生活必需品の供給	325
第12章	地域安全対策	327
第13章	遺体の取扱い	328
第1節	遺体の捜索	328
第2節	遺体の処理	328
第3節	遺体の埋火葬	329
第14章	ライフライン施設の応急対策	331
第1節	電力施設対策	331
第2節	ガス施設対策	331
第3節	上水道施設対策	332
第4節	下水道施設対策	333
第5節	通信施設の応急対策	333
第6節	ライフライン施設の応急復旧	334
第15章	住宅対策	336
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	336
第2節	被災住宅等の調査	336
第3節	被災者台帳等	337
第4節	公共賃貸住宅等への一時入居	337
第5節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	338
第6節	住宅の応急修理	339
第7節	障害物の除去	339
第16章	学校における対策	341
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	341
第2節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	341
第3節	教育施設及び教職員の確保	342
第4節	応急な教育活動についての広報	342
第5節	教科書・学用品等の給与	342
第6節	学校給食の応急実施	343
第17章	労務供給	344

## 第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	347
第1節	復興計画の策定	347
第2節	職員の派遣要請	347
第2章	公共施設等災害復旧対策	348
第1節	公共施設災害復旧事業	348
第2節	激甚災害の指定	349
第3節	暴力団等への対策	350
第3章	災害廃棄物処理対策	351
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	353
第1節	第一次建築制限	353
第2節	第二次建築制限	353

第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定	354
第5章 被災者等の生活再建等の支援	355
第1節 罹災証明書の交付等	355
第2節 被災者への経済的支援等	355
第3節 住宅対策	357
第4節 労働者対策	357
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	358
第1節 商工業の再建支援	358
第2節 農林水産業の再建支援	358

## 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	359
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	359
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	361

### 別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義	365
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	365
第2節 東海地震に関連する情報	366
第2章 地震災害警戒本部の設置等	367
第1節 地震災害警戒本部の設置等	367
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	368
第3節 警戒宣言発令時等の広報	369
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	370
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	372
第1節 主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保	372
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備手配	372
第4章 発災に備えた直前対策	375
第1節 避難対策	375
第2節 消防、浸水等対策	377
第3節 社会秩序の維持対策	377
第4節 道路交通対策	378
第5節 鉄道	379
第6節 バス	380
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	381
第8節 生活必需品の確保	386
第9節 病院、診療所	386
第10節 スーパー等	386
第11節 緊急輸送	387
第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	388
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	389
第1節 道路	389
第2節 河川及び海岸	389
第3節 農業用施設	390
第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設	390

第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	391
第6節 工事中の建築物等に対する措置	391
第6章 他機関に対する応援要請	392
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	392
第2節 自衛隊の地震防災派遣	392
第7章 住民のとるべき措置	394
第1節 家庭においてとるべき措置	394
第2節 職場においてとるべき措置	395
付録 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う町の対応について	396

# 【 原子力災害対策計画 】

## 第1編 総則

第1章 計画の目的・方針	397
第1節 計画の目的	397
第2節 計画の性格及び基本方針	397
第3節 計画の構成	398
第4節 災害の想定	398
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	399
第6節 地域防災計画の作成又は修正	431
第7節 今後の検討課題について	431
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	432
第1節 実施責任	432
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	432

## 第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策	436
第1節 防災対策の実施	436
第2節 放射線防護資機材等の整備	436
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	436
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	436
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等	436
第2章 原子力災害予防対策	437
第1節 原子力事業者との連携	437
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	437
第3節 原子力防災に係る専門家との連携	437
第4節 防災対策の実施	438
第5節 避難所等の確保	438
第6節 環境放射線モニタリングの実施等	438
第7節 緊急輸送態勢の確保	438
第8節 健康被害防止に係る整備	438
第9節 風評被害対策	439
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	439
第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	439
第12節 原子力防災業務関係者に対する研修	440
第13節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	440
第14節 県外からの避難者の受入に関する事前調整	440

## 第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	441
第1節 県災害対策本部の設置・運営	441
第2節 町災害対策本部の設置・運営	442
第3節 防災関係機関における活動体制等	442

第4節	原子力防災業務関係者の安全確保	442
第5節	職員の派遣要請	443
第2章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	444
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	444
第2節	放射線障害の発生又は拡大防止措置	445
第3節	警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	445
第4節	消防活動（消火・救助・救急）	445
第5節	広報活動の実施	445
第6節	交通の確保	446
第7節	放射線防護資機材の貸出しのあっせん	446
第8節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	446
第9節	事業者に対する労働者退避等措置の指示	446
第10節	医療関係活動	446
第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	447
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	447
第2節	放射線の測定、汚染の防止等	448
第3節	専門的知識を有する職員の派遣要請	448
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	448
第5節	原子力災害合同対策協議会への出席	448
第6節	住民等に対する屋内退避、避難指示	448
第7節	住民等への的確な情報伝達	449
第8節	医療関係活動	449
第9節	消防活動（消火・救助・救急）	450
第10節	自衛隊への災害派遣要請等	450
第11節	汚染された食品等の流通防止	450
第12節	交通の確保	450
第13節	輸送の確保	451
第14節	輻輳対策	451
第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策	452
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	452
第2節	緊急事態応急対策等の実施	453
第3節	活動体制の強化	453
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	453
第5節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	454
第6節	住民等への的確な情報伝達	454
第7節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	454
第8節	医療関係活動	455
第9節	消防庁からの要請に基づく消防活動	456
第10節	放射性物質による汚染の除去	456
第11節	緊急輸送・交通の確保	456
第12節	飲料水・食品等の摂取制限等	456
第13節	社会秩序の維持対策の実施	457
第14節	風評被害等の影響の軽減	457
第15節	輻輳対策	458
第16節	県外からの避難者の受入れ	458

## 第4編 災害復旧

第1節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	459
第2節	放射性物質による汚染の除去	459
第3節	各種制限措置の解除	459
第4節	心身の健康相談の実施	459
第5節	風評被害等の影響の軽減	459
第6節	被災中小企業等に対する支援	460
第7節	物価動向の把握	460
第8節	復旧・復興事業からの暴力団排除	460
第9節	災害地域に係る記録等の作成	460
付録	今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題	461
付録	用語解説	462